



小・中学校の子供の学びを止めないために ~遠隔教育の推進に向けた意見~

公益社団法人 経済同友会 代表幹事 櫻田 謙悟 教育改革委員会委員長 峰岸 真澄

新型コロナウイルスの感染拡大により、学校休業という緊急事態に対応する ための臨時的措置として、教育現場で ICT を活用した遠隔教育や学習支援が始 まった。

こうした ICT を活用した教育機会確保のための施策として、4月7日の規制 改革推進会議決定では、 ICT 環境の早急な整備(小・中学校) 遠隔授業に おける要件の見直し、 遠隔授業における単位取得数の制限緩和(高校・大学) オンラインカリキュラムの整備、 オンラインの学びに対する著作権要件の 整理、が掲げられ、いずれも4月20日に閣議決定された緊急経済対策に盛り込 まれた。

5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されたが、今後、新型コロナウイルス感染症の第二波や第三波が来ることも否定できない。したがって、コロナ禍の小・中学校の現場で試行錯誤しながら積み上げられてきた ICT を活用した学びを、通常の対面での学校教育とともに今後本格的に組み合わせ「教育のニュー・ノーマル」とすることが望ましい。

本意見では、小・中学校における時代に合わせた新しい学びを行うため、早急に対応すべき課題として以下を提案する。今後は、さらに各方面から意見を集め、 提案の確実な実現を目指して発信・行動していく。

1. 遠隔授業の要件を見直し、正規の授業として認めるべき

- ✓ 教員が配信側にしかいない「スタジオ型」の遠隔指導や教育コンテンツを活用した指導は、正規の「授業」ではなく、家庭学習と位置付けられている。
 これは小中学校の遠隔授業¹では、受信側にも教員がおり、児童生徒と直接対し、同時双方向性が確保されていることが必須要件となっているためである。
- ✓ 十分な学習内容の定着が見られた場合には、学校再開後の授業は不要とされたが、これはあくまでも特例的な措置である。休業期間中、各地の教育委員会や学校は創意工夫し、ICTを活用した(いわゆる)遠隔授業の実施や、オンライン上の教育コンテンツの活用により、効果をあげている例がある²。したがって、「スタジオ型」遠隔指導では、教員と生徒が直接対面していなくとも、授業としての教育効果を有する場合には、文部科学省はこれを正式な授業として認めるとともに、恒久的な制度化を図るべきである³。
- ✓ また、児童生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整える ために、「同時双方向」を必須要件とせず、緩和すべきである。
- ✓ さらに、オンライン上の教育コンテンツを使用した自宅等での学習について も、当該学習が授業と同程度の教育効果を有する場合には、同様に対応する べきである。

2 . 一人一台端末の早期実現および家庭への持ち帰りを可能とする環境整備を

✓ 公教育のデジタル化の遅れを取り戻すため、緊急経済対策に盛り込まれた一

^{1 「}合同授業型」と「教師支援型」。

² 熊本市や熊本県高森町等、ICT の活用によって学習機会を確保した事例や、試行錯誤しながらも子供たちの「学び」を深めた事例も見受けられる。

³ なお、法令上では、授業は直接対面とする規定や、同時双方向性の確保を求める規定はなく、「対面」 の定義も存在しない。

人一台端末の早期実現が重要である。 4月 30 日に成立した 2020 年度補正予算では、一人一台端末の実現のために 2,292 億円が措置されたが4、今後、第二波、第三波や冬季の再流行も想定し、秋頃までに一人一台端末の環境整備の目途を付けないと、コロナ対策としては不十分である。各地の教育委員会や学校は準備を加速させるとともに、政府はそのための追加的支援が必要であれば速やかに検討すべきである。さらに、各地の教育委員会や学校は、各家庭への端末持ち帰りも念頭においた環境整備を併せて行うべきである。それによって、学校で出された課題の深掘りや授業の復習、各生徒の理解度に合わせたオンライン試験も可能となり、教員の働き方改革にもつながる。実際、学校の「備品」である端末を、学校内での使用にとどめず、持ち帰りを実現している事例5もある。

✓ 端末の持ち帰りを実現するためには、wi-fi 環境のない家庭へのモバイルルータの貸与などによって、全ての家庭⁶で通信環境を確保することや、児童生徒を有害サイトなどから守るためのセキュリティソフトの導入が必要であり、政府と自治体はこれを十分に支援すべきである⁷。また、校内で端末を保管・充電する電源キャビネット⁸の一部の機種には、充電用アダプターの取り

⁴ 前年度の補正予算と合わせて総額 4,610 億円。なお、ICT を活用した教育環境の整備について、政府は「GIGA スクール構想」を掲げ、2023 年度までに、義務教育段階の児童生徒全員に「一人一台端末」を実現するとともに、全ての初等中等教育機関にネットワーク環境を整備することを目指していた。2020年度の補正予算措置は、今般の事態を受けた計画の前倒しに伴う対応である。なお、端末の性能は日進月歩で向上するため、BYOD (Bring Your Own Device の略、「家庭内にある端末を活用する」という考え方)の効果も勘案した上で、更新費用の恒久的な予算化が必要となろう。

⁵ 渋谷区では、「渋谷区モデル」として ICT 機器の持ち帰りを実現している。家庭では顔認証システムによりログインを可能にし、デジタルドリルに取り組むなど学校外での利活用が進んでいる。

⁶ たとえば、各家庭の経済事情に応じた支援が必要である。

⁷ 家庭へのモバイルルータの貸与については、2020 年度補正予算において補助制度が設けられているが、その恒久化とともに、毎月の通信費支援も必要である。また、情報セキュリティソフトの導入については、一人一台端末の実現に係る補助制度の対象外となっており、補助対象とするよう改善が望まれる。 8 学習者用端末を使用しないときに、校内で当該端末(約20~40台)を保管するとともに、充電することのできるキャビネット。充電保管庫とも呼ばれる。

外しが困難で、端末を持ち帰りにくいものがあるため、各地の教育委員会や 学校は機種選定の際に留意する必要がある。

✓ 一人一台端末が実現すれば、児童生徒一人一人と教員が端末を通してつながり、個々の特性や成績、習熟度が一元管理できるようになる⁹。ただ、教育現場には未経験の ICT 活用に対する不安も残る。政府は、今回の危機対応で行われた ICT 活用の好事例を収集し、わかりやすく示すなど、積極的な情報提供・発信を行うべきである。

3. 小中学校の教員が作成する遠隔教育用教材や教育委員会が作成する動画・ コンテンツは著作権者の許諾を原則不要に

コロナ禍の遠隔授業のニーズに対応するため、「改正著作権法」の施行が早まり、本年4月28日よりインターネットでの教材等の配信にあたり、学校の設置者が著作権の権利者団体に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要さずに様々な著作物を円滑に利用できるようになった(授業目的公衆送信補償金制度)¹⁰。

(1) 小中学校の教員が作成する遠隔教育用教材を許諾不要とすべき

✓ 小中学校における「スタジオ型」・「オンデマンド型」遠隔教育は、そもそも 病気療養や不登校の児童生徒向けの「オンデマンド型」以外は想定されてい ない。したがって、今回のコロナ対応において遠隔教育で教材を配信する場

⁹ こうした学習者の個別のスタディ・ログが集積されることにより、全児童生徒が年齢で学ぶ内容を切り分けられ「一定期間学習すれば進級、卒業できる」という年齢主義から「何を身に付けたか」という修得主義への移行も可能となる(参考:2019年4月3日の本会提言「自ら学ぶ力を育てる初等・中等教育の実現に向けて~将来を生き抜く力を身に付けるために~」)。

^{10 2020} 年度については、高校や大学を含めた遠隔授業への対応を急ぐ必要があることから、特例的に無償とすることが4月24日に文化庁長官によって認可され、4月28日から施行されている。これにより、双方向での指導やオンデマンド型授業で、講義映像や教材を原則許諾不要・無償で児童生徒に送信することが可能になった。

- 合、上記補償金制度の運用を定めた「改正著作権法第 35 条運用指針 (2020年度版)」11によると、許諾不要の対象にはなっていない12。
- ✓ したがって、著作権法を所管する文化庁は、小中学校の教員が作成する遠隔 教育用の配信教材についても、特例的に許諾不要とすべきである。
- ✓ また、前述した文部科学省における
 遠隔授業についての要件の見直しと平仄
 を合わせ、恒久的に許諾不要と変更すべきである。

(2)教育委員会が作成する教材も許諾不要にすべき

- ✓ 文部科学省は、教科書と併用できる教材、動画等を活用した学習を組み合わせて行っていくことが重要として、4月10日付の通知では、「教育委員会が提供するICT教材や動画を活用した学習13」を一例として挙げている。
- ✓ しかし、教育委員会が主体となり教材や学習動画を作成し、域内の児童生徒に配信する場合は、補償金制度の対象外¹⁴となるため、原則として権利者の許諾を得ることが必要とされている¹⁵。
- √ 教育委員会が作成する教材が推奨されている一方で、権利者許諾を受けなければ教科書や著作物を無償で直接利用することはできないという矛盾が生じている。
- ✓ 各学校で教材や学習動画を作成できれば良いが、作業負担が重いことを勘案

¹¹ 教育関係者、有識者、権利者で構成する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が決定 (2020 年 4 月 16 日)

¹² 改正著作権法ガイドライン(運用指針)P12 参考資料記載の「授業の過程における利用行為と著作権法上の扱い」に関する表を参照。

https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf

¹³ 文部科学省 2020 年 4 月 10 日付の通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」

¹⁴ 改正著作権法第 35 条において無許諾で使用できるのは、教員か児童生徒に限られている。そのため、 例えば教育委員会が直接教科書を利用し学習動画を作成する場合は個別に許諾が必要である。

¹⁵ 文部科学省 2020 年 5 月 8 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育のための教材や学習動画の作成・活用に当たっての留意事項について」

すると、教育委員会が代わりに作成する意味は大きい。教育委員会の著作権 法抵触懸念を払拭するために、まずは<u>今年度に限り無償許諾がなされるよう、</u> 文化庁は必要な措置¹⁶を講じるべきである。

新型コロナウイルスの影響により、学校教育での「学びの在り方」そのものが 変革を迫られている。これを機に、保護者との連絡や校務を含めた ICT を活用 した教育を学校再開後も充実¹⁷・加速できれば、直接対面する学校での経験¹⁸と 組み合わせて、子供の学びを進化させられる。また今後、気候変動や想定外の事 態の発生による学校の休業措置が生じる可能性もあり、いかなる場合でも教育 を継続できる体制づくりが不可欠である。

以上

⁻

¹⁶ 視聴者用パスワード等を用いることによって、不特定多数による閲覧を排除することと、権利者の権利を著しく害さないという前提条件は遵守する必要がある

¹⁷ 遠隔授業等の教員研修を重ね、ノウハウの蓄積やオンラインでの学習コンテンツの充実を図る必要がある。

¹⁸ 教員・児童生徒が直接関わりを持つことによって、社会性や情緒面での発達が促される。